



photo.jp - 14259156

## おしらせ 5月号

令和 8 年 5 月 1 日発行

社会保険労務士法人 作道事務所  
行政書士 作道事務所  
労働保険事務組合 栃木労務管理協会

TEL 0285-23-6172 FAX 0285-23-7279

ホームページ <https://www.sabg.jp>

E-mail [slm\\_info@sabg.co.jp](mailto:slm_info@sabg.co.jp)



認証番号：1601807

### 令和 7 年度確定・令和 8 年度概算 労働保険料申告について 申告期限は 6 月 1 日～7 月 10 日

当事務組合の保険料納入の期日は 次の通りです

第 1 期 令和 8 年 6 月 22 日まで

第 2 期 令和 8 年 10 月 20 日まで

第 3 期 令和 9 年 1 月 20 日まで

1 期目の労働保険納入通知書は 5 月下旬を目途に順次発送いたします。  
労働保険料を算出するための下記資料を当事務所へ提出していない場合は、  
早急にご送付いただきますようご協力をお願いします。

- ★令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月までの賃金台帳
- ★令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月までに完成した元請工事の書出し（建設業者様）

今年も使える!

### 「賃上げ」・「設備投資」に使える 4 つの助成金制度をご紹介します

#### 【働き方改革推進支援助成金】

労働時間の削減や有給取得促進などに取り組む中小企業に対し、導入した設備・機器等の費用の一部を助成します。（令和 8 年度既にスタートしております）

#### 【キャリアアップ助成金】

非正規雇用の方を正社員等に転換した場合、1 人あたり 40 万円（制度を新たに規定した場合は 60 万円）が支給されます。就業規則等に基づく制度の整備が必要です。

#### 【業務改善助成金】

中小企業が事業場内最低賃金を 50 円以上引き上げ、生産性向上のための設備投資を行う場合、最大 600 万円が助成されます。対象は、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差が 50 円以内の事業場です。（受付開始は 9 月 1 日です）

#### 【とちぎ賃上げ加速・定着奨励金】

5%賃金を上げた従業員 1 人あたり 55,000 円支給（上限 110 万円 昨年度より 5,000 円増額）（詳細は 5 月中に決定予定です）

### 4 月より子ども・子育て支援金の徴収（給与からの控除）が始まります。

2026 年 4 月より、「子ども・子育て支援金制度」が始まります。  
実務上のポイントは以下の通りです。

- ① 子ども・子育て支援金の保険料率は 0.23% です。（企業と従業員で折半して負担）
- ② 原則として 4 月分を 5 月支給の給与から控除します。
- ③ 給与明細への記載：健康保険料と分けて表示する義務はありませんが、こども家庭庁は趣旨理解のため、内訳の記載を推奨しています。従業員にとっては、負担感があるかと思しますので、リーフレット等を用いて、あらかじめ周知しておくことも大切です。

### 子ども・子育て支援金制度 Q&A

#### Q1. 子ども・子育て支援金制度とは何ですか？

子育て施策の拡充にあてる為、全ての世代や企業の皆様から支援金を拠出いただく制度です。

#### Q2. なぜ支援金制度が必要なのですか？

近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和 5 年 12 月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額 3.6 兆円の次元の異なるこども・子育て支援の拡充を実施することとなったためです。

### 「子ども・子育て支援金制度」により拡充される給付の例

#### 児童手当の拡充

- ・所得によらず、支給の対象となります。
- ・支給期間を高校生年代まで延長します。
- ・第 3 子以降はより手厚く、一人当たり月 3 万円に大幅増額します。
- ・4 カ月に 1 回から、2 カ月に 1 回の支給になります。

※令和 6 年 10 月分から拡充

#### 育児時短就業給付

- ・「育児時短就業給付」を創設し、こどもが 2 歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則 10% を支給します。※令和 7 年度から実施

#### 育児期間中の 国民年金保険料免除

- ・国民年金の第 1 号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。

※令和 8 年 10 月から実施

#### 妊婦のための支援給付

- ・「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠出産時に 5 万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数 × 5 万円、を支給します。※令和 7 年度から実施

#### 出生後休業支援給付

- ・「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに 14 日以上の子育て休業を取得した場合、最大 28 日間、手取りの 10 割相当を支給します。

※令和 7 年度から実施

#### こども誰でも通園制度

- ・保育所等に通っていない 0 歳 6 カ月から満 3 歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども 1 人当たり、月 10 時間の利用が可能です。

※令和 8 年度より全国実施